

建築工事用 資材抜取検査指針

令和5年度版

一宮市 建築部 公共建築課

目 次

第1条 趣 旨	P2
第2条 用語の定義	P2
第3条 抜取検査の実施	P2
(1) 鉄筋ガス圧接	P2
A 検 査	
(a) 引張試験	
(2) コンクリート	P2
A 適用範囲	
B コンクリート温度	
C スランプ試験	
(a) 試験の回数	
(b) 結果の判定	
D 空気量試験	
(a) 試験の回数	
(b) 結果の判定	
(c) 空気量の調整	
E 塩化物含有量試験	
(a) 試験の回数	
(b) 結果の判定	
(c) 措 置	
F コンクリートの圧縮強度試験	
(3) 鋼 材	P4
(4) アスファルト	P4
A 切り取り試験	
B 基準密度	
第4条 材料試験の手続	P4
(1) 試験の種類	
(2) 依頼の時期	
(3) 供試体の封印および表示	
(4) 封印の適正	
(5) 試験記録の整理	
(6) 試験結果の事前確認	
(7) 材料試験結果の確認	
(8) その他一般材料の手続	
(9) 公的試験所について	
付則	P6
(参考) 材料試験を依頼する場合	P6
(資料1) 供試体の封印および表示の方法	P7
(資料2) コンクリート表示の方法	P8

建築工事用 資材抜取検査指針

第1条 趣 旨

この指針は、一宮市建築部公共建築課が発注する工事において、元請負者が実施する建築工事用 資材抜取検査について定めるものである。

第2条 用語の定義

この指針において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「抜取検査」

設計図書に定められた条件を確認するため、鉄筋ガス圧接、コンクリート、鋼材、アスファルトについて供試体を抜取り、材料試験を行い、適否を判定する検査をいう。

(2) 「材料試験」

設計図書に定められた条件について、J I Sの規格および品質等を確認するために行う試験をいう。

(3) 「規格品」

J I Sに基づく表示のあるものをいう。

(4) 「規格相当品」

規格品以外のもので、材料試験の結果により適合と認められるものをいう。

(5) 「規格証明書」

J I Sの表示許可のある製造所が発行する試験成績書、検査証明書等、規格に対し品質を保証するものをいう。

第3条 抜取検査の実施

鉄筋ガス圧接、コンクリート、鋼材、アスファルトの抜取検査は、次の方法により実施する。

(1) 鉄筋ガス圧接の試験は、公共建築工事標準仕様書5.4.10に加え、以下の内容も遵守すること。

A 検 査

- ・超音波探傷試験又は引張試験の適用は特記による。特記がなければ、超音波探傷試験とする。
- ・鉄筋圧接結果報告書に、鉄筋圧接工事日誌を添付して提出する。

(a) 引張試験

試験片の採取は再圧接後の継手位置が「公共建築工事標準仕様書」5.3.4(4)を満たす位置で行うこと。

(2) コンクリートの受入検査は、公共建築工事標準仕様書 6章9節 に加え、以下の内容も遵守すること。

A 適用範囲

- ① コンクリート試験は、構造体コンクリート ($F_c = \text{○N/mm}^2 + S$ と記載のもの) について行う。ただし、監督員の指示があった場合はこの限りでない。
- ② コンクリート試験の内容は、コンクリート温度、スランブ試験、空気量試験、塩化物含有量試験、コンクリート圧縮強度試験とする。

B コンクリート温度

JISA1156による。

C スランブ試験

試験は、工事現場の荷卸し地点において供試体を採取する。

(a) 試験の回数

圧縮強度試験用供試体の試料の採取ごとに1回とする。

(b) 結果の判定

スランブ18cmの場合、15.5cm～20.5cmの範囲にあるものは適合とする。

D 空気量試験

(a) 試験の回数

圧縮強度試験用供試体の試料の採取ごとに1回とする。

(b) 結果の判定

試験のため採取したコンクリートの空気量が、3.0～6.0%の範囲にあるものは適合とする。

(c) 空気量の調整

空気量が前記 (b) の範囲に入らない場合は、調合の調整等を行う。

E 塩化物含有量試験

試験の方法は、JIS A 5308による。また、塩化物総量測定結果報告書にて、カンタブの袋に記載されているLOT. Noを添付し照合できるようにする。

(a) 試験の回数

3回の塩化物イオン濃度測定の平均から算出した塩化物含有量又は、塩化物イオン濃度測定から算出した塩化物含有量(3回)の平均で合否を判定すること。

(b) 結果の判定

0.30kg/m³以下であれば適合とする。

(c) 措置

塩化物量が0.30kg/m³を超える値が測定された場合は、公共建築工事標準仕様書 6.5.4 (1)に準ずる。

F コンクリートの圧縮強度試験

① 150m³に満たない場合も出来る限り均等な間隔をあけた運搬車から3度に分けて試料を採取する。(調合管理強度は1台の運搬車から採取)

② 構造体コンクリートの圧縮強度推定用は、特記または監督員の指示がない限り現場水中養生とする。

③ 構造体のコンクリート強度推定試験の結果、所定の強度に達しなかった場合に

は、実際に打込まれているコンクリートの状態を、JIS A 1107（コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法）により実際の強度を確認する。

(3) 鋼材の材料試験は、公共建築工事標準仕様書 7.2.10 による。

(4) アスファルト 公共建築工事標準仕様書 22.4.6 による。

A 切り取り試験（コア採取は監督員の立会いのもと実施すること。）

切り取り試験は以下の表に準じて取り扱い、その適用は特記または監督員の指示による。

舗装面積(施工箇所毎)	コア採取本数	試験内容
100m ² 以上	1本以上	厚さ
300m ² 以上	3本以上	厚さ、密度
1,000m ² 以上	3本+1,000m ² (端数切上)につき1本	厚さ、密度

B 基準密度

公共建築工事標準仕様書22.4.6（1）（イ）による。

第4条 材料試験の手続

材料試験の手続は、次の方法により実施する。

(1) 試験の種類

鉄筋ガス圧接、コンクリート、鋼材の材料試験は、公的試験所に依頼する。ただし、コンクリートの調合管理強度の管理試験（材齢28日）および型枠脱型用圧縮試験については、当該工事の監督員若しくは現場代理人又は主任（監理）技術者が試験に立合う場合は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）による J I S 表示許可工場に依頼することができる。

試験依頼の方法は、公的試験所等の定めるところによる。

(2) 依頼の時期

試験結果の判定に基づく措置が、適正に行うことができるよう配慮する。

(3) 供試体の封印および表示

a ガス圧接

封印の方法は、供試体の封印および表示の方法（資料1）により監督員が確認する。

b コンクリート

表示の方法は、供試体の封印および表示の方法（資料2）により監督員が確認する。

c 鋼材

封印の方法は、ガス圧接に準ずるものとする。ただし、供試体の製作方法については、事前に建設技術研究所等と協議し決定する。

(4) 封印の適正

供試体の封印の適正については、公的試験所等の確認を受ける。

(5) 試験記録の整理

各試験に用いる材料について、供試体の抜取り、試験の依頼および結果の判定など一連の関係を整理すること。

(6) 試験結果の事前確認

試験を依頼した後、特別の理由により結果の判定を早急に知る必要がある場合には、受付番号をもって電話により事前確認をする。

(7) 材料試験結果の確認

試験を実施する際に検印証を確認し、写真を撮影する。

(8) その他一般材料の手続

供試体の作製および封印など手続の方法については、事前に公的試験所等と協議し決定する。

(9) 公的試験所について

公的試験所とは、以下の試験所とする。

- ・一般財団法人 日本品質保証機構(JQA)
- ・公益財団法人 なごや建設事業サービス財団 名古屋建設技術センター(NKS)
- ・一般財団法人 東海技術センター(TTC)
- ・(株) 愛建総合設計研究所 建築材料試験室
- ・中部コンクリート検査(株)
- ・一般財団法人 ベターリビング 名古屋ラボ
- ・(株) オーテック 名古屋試験センター
- ・インテックナレッジマネジメント (株)
- ・中日本材料試験所 (株) 守山試験所

なお、その他の公的試験所を使う場合は監督員の承諾を得ること。

(参 考)

材料試験を依頼する場合

A 建設材料試験依頼書の記入方法

(1) 依頼者の欄

請負者の住所、名称（社名）および現場代理人の氏名を記入する。

(2) 工事発注者の欄

「一宮市」と記入する。

(3) 成績書の送付先の欄

請負者の住所、名称（社名）および現場代理人氏名を記入する。

(4) 発注者の整理番号の欄

工事番号を記入

B 建設材料試験成績書の送付を受けた後の報告について

(1) 公共建築課により直接工事監理を行う場合

請負者は材料試験成績書の送付を受けた場合、直ちに試験結果報告書に必要事項を記入し前記の成績書を添付して監督員に提出しなければならない。

(2) 公共建築課以外の監理受託者が工事監理を行う場合

請負者は材料試験成績書の送付を受けた場合、直ちに試験結果報告書に必要事項を記入し前記の成績書を添付して監理受託者の監督員に報告しなければならない。監理受託者の監督員は試験結果報告書の提出を受けた場合、請負者に試験結果の適否および措置について適切な指示を与えると共に、主任監督員の確認後保管しなければならない。又、前記の試験結果を各試験記録簿〔（検査指針）様式1～3〕に記録し、保管しなければならない。

前記の保管書類は、工事完了後にその他の関係書類と共に一括して監督員に提出しなければならない。

(資料1)

供試体の封印および表示の方法

■ガス圧接

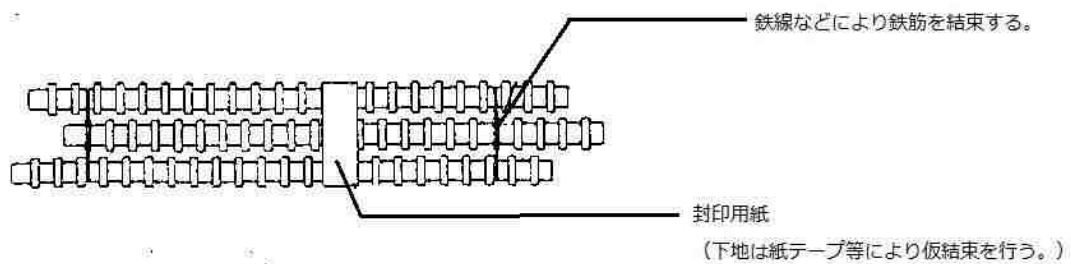
(1) 検印証

ア 記入用具は、油性サインペンとする。

記入例

発注機関	一宮市建築部 公共建築課	監督員
施工者	○ ○ ○ 建設	
工事名	○ ○ ○ 工事	
部位	基礎	
規格	SD345 D22	
採取日	○年 ○月 ○日	
一宮市建築部検印証		

(2) 封印の方法



※封印用紙に「一宮市建築部検印証」を張り付けること。

※検印証は強度試験時の写真で確認できるようにする。

(注) 供試体の抜取りは、可能な限り社章およびロールマークのある部分とする。

(資料2)

■コンクリート表示の方法

ア 表示の位置は供試体の側面とし、施工者(元請負者)、工事名、打設部位、規格、採取年月日を記入した「一宮市建築部検印証」を供試体作製時に型に挿入し、強度試験時の写真で確認できるようにする。

※「規格」欄の呼び強度は、構造体強度補正值(S)を含む数値とする。

イ 「一宮市建築部検印証」は事前に必要枚数を監督員に申し出ること。

ウ 記入用具は、油性サインペンとする。

記入例

発注機関	一宮市建築部 公共建築課	監督員
施工者	○ ○ ○ 建設	
工事名	○ ○ ○ 工事	
部位	基礎	
規格	27-18-25-N	
採取日	○年 ○月 ○日	
一宮市建築部検印証		